

笠間市補助金等検討委員会 最終答申

平成19年10月

笠間市補助金等検討委員会作成

目 次

はじめに	2
問題点の確認	2
(1) 交付基準の明確化の必要性	2
(2) 審査基準策定の必要性	3
(3) 補助期間の長期化への懸念	3
(4) 定期的見直しの必要性	3
(5) 効果の検証	3
(6) 交付機会の均等化や透明性の確保	3
(7) 第三者機関の設置の必要性及び審査の実施	4
(8) 交付手続の明確化	4
(9) 新たな補助金制度の創設	4
解決策	4
補助金等の交付基準(案)	5

笠間市補助金の審査方法	6
笠間市補助金等の審査	7
総括	8
別表 補助金評価表	10
補助金審査表及び補助金評価表	11

資料

1. 笠間市補助金等検討委員会設置要綱	1
2. 笠間市補助金等検討委員会開催経過	2

はじめに

私たち笠間市補助金等検討委員会は、平成18年11月8日に発足して以来、約1年間計14回にわたり、笠間市の補助金のあり方について検討を重ねてきました。

当委員会では、諮問された検討事項を審議するため、現在の笠間市補助金の把握からはじめ、具体的な検討の進め方へと議論を進め、補助金の基本的なあり方について確認する事ができました。

「補助金」とは、「市が団体、個人が行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭給付を行うこと」と定義されます。当委員会においては、このような補助金交付の理念を基に、単に補助金の削減といったことではなく、現行補助金制度の問題点について検討を加え、個々の補助金の的確性を確保するための調査を行ううえでの判断基準を定め、中間答申という形で示しました。

その後、中間答申の中に盛り込んだ「補助金等の交付基準」に基づき、笠間市の全ての補助金について、各補助金の所管課から補助金審査表の提出を受け、補助金の実態を把握するためのヒアリングを実施しました。これらを踏まえて、補助事業等の評価及び問題点などを審査し、今後の補助金適正化の取り組みに向けた意見として本答申をまとめ、市長に提言するものであります。

問題点の確認

市の補助金は、「笠間市補助金等交付規則」及び個々の補助金交付要綱等により支出されています。

ここで重要なことは、市が支出する補助金が、市民の税金等貴重な財源によって賄われており、その公益上の必要性は十分かつ客観的妥当性を備えていなければならないということです。

しかし、社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断から、それぞれの補助金が創設され、その判断にあたっての明確な基準がなく、また、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、いったん創設されると補助金は廃止することが難しく、補助金の交付が硬直化してしまうという問題が生じてしまいます。さらに補助金を交付したことに対する効果の検証に乏しく、市民の立場からのチェック機能の強化が求められています。現在の問題点を整理すると次の点に要約されます。

- (1) 交付基準の明確化の必要性 ~ 補助金交付の根拠及び基準の明確化 ~
補助金のなかには交付要綱が無いなど支出の根拠が明確でないものがあります。さらに市民から見て、その体系や交付の考え方などが、分かりにくいものとなっているものがあります。従って、市民にわかりやすい補助金の交付の根拠及び基準を明確にすることが必要です。
- (2) 審査基準策定の必要性 ~ 判断基準の明確化 ~
笠間市は平成18年3月に合併しましたが、合併前の旧笠間市においては笠間市補助金等検討委員会を設置し「笠間市補助金等検討委員会提言」を受け、平成17年度の補助金の適正化を図るために補助金等の見直し基準を定め運用しましたが、旧友部町及び旧岩間町ではそれがありませんでした。
合併に際しての補助金の調整方針は、合併時には従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性、有効性及び公平性の観点から、同一種類のものは統一するよう努め、合併後には新市域全体の均衡を保つように、また、統廃合できるものは統廃合できるように調整する。とし

ています。

従って、補助金の統一や均衡ある補助金の交付を行うためには、客観的判断を行うための交付基準を定め、適正に運用する必要があると考えます。

(3) 補助期間の長期化への懸念 ~ 長期的な存続の妥当性 ~

「公益上」必要であるという判断を基に補助金が創設されていることから、一旦創設された補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続することが懸念されます。近年の急激な社会経済情勢の変化の中で、果たして、長期的、継続的な補助金の交付が必要であるかについては十分な検証を行わなければなりません。

従って、定期的な検証を行う仕組みを作ることが必要です。

(4) 定期的見直しの必要性 ~ 補助金への依存 ~

補助金が継続して交付されることになると、交付を受けている団体は、あらかじめ補助金が交付されることを前提として、事業計画や活動を展開してしまうことが懸念され、結果として補助金に依存するような運営となってしまうことが予想されます。このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を阻害することになったり、自主・自立した多様な活動の創出を妨げることになるおそれがあります。

従って、団体等に対する補助金については、終期を設定し、定期的に見直しを行う仕組みの導入が必要です。

(5) 効果の検証 ~ 補助金交付の効果が不明確 ~

補助金は、行政目的をもって交付されるものですが、その期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのかなどについての効果の検証が十分に実施できるようになっていません。補助金が市民の税金等によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金交付によってどんな効果があり、何を達成したのかについて説明する責任があります。

従って、補助金評価システムなどを導入することにより、その効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表する必要があります。

(6) 交付機会の均等化や透明性の確保 ~ 交付先が限定されたり、特定の事業に
固定化されがちである ~

長期にわたり存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定化しているものが見受けられます。市民のニーズが多様化し、新しいニーズが次々と生まれてくる中では、補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとする必要があります。

従って、様々な活動団体が補助金交付に参加できるように、開かれた補助金制度を構築していく必要があると考えられます。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で参加するようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まってくることが考えられるため、そのような仕組みを構築していく必要があります。

(7) 第三者機関の設置の必要性及び審査の実施 ~ 市民の立場からのチェック機能の強化 ~

これまで補助金の交付については、行政側の判断により支出していますが、税金等を財源とする補助金の活用については、市民が判断し市民がチェックを行うことが、補助金の透明性を確保する意味から必要であると思われます。

従って、補助金を審査するための市民等で組織する第三者機関を設置する必要があります。さらに、会議を公開することにより、より透明性が高まると考えられます。

(8) 交付手続の明確化 ~ 交付に至るまでのプロセスが不透明である ~

補助金の交付申請を受けてから、どのような過程を経て、決定に至っているのかのプロセスが十分に説明されているとは言えません。補助金交付の基本となる公益性の判断がどのように実施されているのかなどについての情報が不足していると思われるため、市民から見ると公平・平等に補助金が交付されているのが分かりにくくなっています。一方、行政としての説明責任を果たすにも不十分だと思われます。

従って、交付手続を明確化し、意思決定のプロセスを明らかにする必要があります。

(9) 新たな補助金制度の創設 ~ 市民提案型の補助金制度の制定 ~

NPOとの協働による補助金や、コミュニティ活動に対する補助金については、多様な市民のニーズに対応する公共サービスの担い手の創出を促進することから、補助金交付を通じて、その事業を支援する必要があります。

従って、より市民の視点から自由な発想を活かしていくため、新たな補助金制度の導入をする必要があります。

解決策

このような問題点を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするため、まず、既存の補助金について、交付する際の統一のルールとなる「補助金の交付基準」を策定し、この中で交付対象、見直しの仕組みなどを明確化することにしました。さらに交付基準に沿って、審査の方法などを別に定め、補助金制度を分かりやすく体系化しました。

補助金等の交付基準

前項で示した、笠間市の補助金の問題点を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするための統一のルールとなる「補助金等の交付基準」を下記のように示しました。笠間市の既存補助金等の検討に際しては、以下の考えを基本に、総合的に勘案し補助金等交付の適否を判断し、今後の笠間市の補助金運用方針の基礎とするものとしました。

笠間市補助金等交付基準

第1 目的

この基準は、笠間市が交付する補助金について、補助の必要性が客観的に認められるもの（公益性）となっているか、補助の効果が広く住民の福祉の向上に寄与しているかなどを検討、審査することによって、補助金を適正なものとして運用することを目的に策定するものである。

第2 定義

この基準において、「補助金」とは、市が団体、個人が行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭給付を行うことをいう。

第3 審査基準

補助金の審査に際しては、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

1 補助金が客観的にみて公益上必要であること。具体的には以下の項目のいずれかを満たすものとする。

(1) 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業。

- (2) 文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業。
- (3) 市の施策として推進する事業を団体，個人に対して奨励しようとするもの。
- (4) 地域経済，産業振興，雇用促進の分野において，市が積極的に普及，支援する上で，事業推進を図るための援助が必要な事業。
- 2 補助金等の交付による費用対効果が認められること。
- 3 事業活動の目的，視点，内容などが社会・経済情勢に合致していること。
- 4 行政と市民の役割分担の中で，真に補助すべき事業・活動であること。
- 5 被補助団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。
- 6 被補助団体等の事業活動の内容が被補助団体等の目的と合致していること。

第4 審査

- 1 . この基準に基づく審査にあたっては，別に定める補助金審査基準により行う。
- 2 . 今後の審査にあたっては，当補助金等検討委員会が市長よりの諮問に基づき行うこととする。

第5 情報公開

審査結果については，積極的に公表するものとする。

笠間市補助金の審査方法

笠間市補助金の交付基準の第4に基づき，審査方法を次のように定める。

第1 目的

この審査基準は，笠間市補助金等交付基準に基づき審査判定を行うために定めるものである。

第2 審査対象

この審査基準に基づき審査対象となるものは，すべての補助金とする。

第3 審査機関

審査は笠間市補助金等検討委員会において行う。

第4 審査方法

- (1) 審査は，各補助金の所管課よりの説明を受け，各委員が「第5 審査項目」に定める各項目について個別評価を行い，「第6 見直し基準」により総合評価を行う。
- (2) 審査において，疑義が生じた場合は，その都度委員相互に協議をすることができる。

第5 審査項目

笠間市補助金の審査基準の目的を踏まえ，次の項目について審査する。

- (1) 行政の関与性
- (2) 事業の効果性
- (3) 目的の達成度
- (4) 事業の将来性
- (5) 補助の適宜性
- (6) 団体の適格性

第6 見直し基準

第5 審査項目の各項目についての評価により，次の見直し基準を適用する。

- 1 適正（原則継続するべきもの）なもの。
 - (1) 補助交付基準に概ね適合しており，引き続きその役割を期待されるもの。
 - (2) 多少の指摘事項はあるが，交付を継続することによってより効果が期待できると認められるもの。

2 整理・統合すべきもの。

(1) 補助の必要性はある程度認められるが、同一団体への類似補助や同一目的の複数補助があるなど、整理統合することが必要であると認められるもの。

3 減額・上限設定すべきもの

(1) 補助の必要性はある程度認められるが、費用対効果がそれほど高くなく、減額すべきと判断されるもの。

(2) 繰越金が比較的多いことや独自収入が多額などのことにより、上限を設定した方が良いと判断されるもの。

4 終期の設定（期間設定）をすべきもの

(1) 自主・自立が図られつつある団体で補助の目的が達成しつつあるもの。

(2) 将来明らかに補助の必要がなくなるもの。

5 支出科目を見直すもの

(1) 必要な金額について、他の方法で支出（委託料，報償費等）を検討すべきもの。

6 廃止すべきもの

(1) 審査基準による評価が極めて低く、原則交付すべきでないもの

(2) 明らかに自主・自立が認められる団体であるため、交付対象からはずすべきもの

(3) 事業目的が完了された団体であるため、原則交付対象からはずすべきもの

第7 結果の公表

評価結果については、補助金等検討委員会からの答申とあわせて報告する。

笠間市補助金等の審査

1. 総論

笠間市の既存補助金等の審査については、中間答申の中で提言しました「笠間市補助金等交付基準」に基づき検討、審査を行いました。審査をした全ての補助金165件について、「見直し基準」の適用状況を集計すると下記のとおりです。

適正なもの	71件
整理・統合すべきもの	32件
減額・上限設定すべきもの	17件
終期の設定（期間設定）をすべきもの	30件
支出科目を見直すもの	4件
廃止すべきもの	11件

上記のうち、「終期の設定をすべきもの」についての期間設定は、可能なものについては、平成20年度までに、それ以外のものについては、原則3年以内での終期の設定を望みます。また、「整理・統合すべきもの」「減額・上限設定すべきもの」についても同様の期間内の実施を望むものであります。

今回の審査においては、国、県の制度に基づくものは、現在の制度が有効なものであるということとを前提に補助金の効果の確認に視点を置き審査をしたものであります。また、市の条例、規則等に基づくものの審査にあたっては、検討過程で「この検討は、事務事業に対する行政評価そのものである」と改めて感じることもありましたが、諮問された検討事項の範囲内で現補助金の問題点、適正化の方向性を示しました。これらは、総合評価欄の具体的な内容・理由欄に記載し、市の事務事業に課題を投げかけたものになっていると考えていますので、今後担当部課においての検討がな

され、事務事業の見直しが大いに進むことを期待します。

2. 各論

今回、検討の対象となった笠間市の全ての補助金165件については、個別にその審査表と評価表をこの答申書に添付します。

各補助金の審査については、「笠間市補助金等交付基準」の中の審査基準

補助金が客観的に見て公益上必要であること。

補助金の交付による費用対効果が認められること。

事業活動の目的、視点、内容などが社会・経済情勢に合致していること。

行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。

被補助団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。

被補助団体等の事業活動の内容が被補助団体等の目的と合致していること。

上記6項目を総合的に勘案して適否を判断しました。

特に、補助金の客観的公益性、補助金の交付による費用対効果の部分は、重点的にヒアリングを実施して補助金の適否の判断材料にさせていただきました。

市の補助金の問題点は、問題点の確認の中で整理、指摘したところですが、各補助金の検討を行っていく中で、特にその問題点を強く感じたところについて、再度、指摘しておきたいと思えます。ひとつは、交付基準の明確化の必要性です。補助金交付の根拠及び基準が明確でないため、補助金の交付に対する客観的妥当性、公益上の必要性が分りにくくなっているものがあります。次に補助金交付の効果の検証が不十分ではないかと思われるものが散見されたということです。補助金は、行政目的をもって、ある効果を期待されて交付されるものです。効果の想定の方法は、具体的かつ客観性のあるものに求め、その効果の検証については、単に実績報告書の書面上にとどまらず、補助主管課が現地、現物等を確認し、きちんと検証することが必要です。そうでなければ、こうした補助金については、市民に対して、補助金の効果、補助目的の達成について説明できず、市民の理解を得るのは困難と考えます。

3. 新たな補助金制度の創設について ~ 市民提案型の補助金制度の制定 ~

中間答申において、市の補助金の問題点を確認し、整理した中で、新たな補助金制度の導入の必要性を提言しました。まさにこの中間答申を行った翌日に「笠間市まちづくり市民活動助成金」の制度が創設されました。この補助金は、地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成するものであり、笠間市においては、初めての市民提案型の補助金であります。市民と行政の新しい関係を築き、協働の地域づくりを進めていく観点から積極的に活用されることを期待するとともに、今後、より一層の制度の充実が図られることを期待します。

総括

笠間市補助金等検討委員会は、委員6名によりほぼ1年間、補助金の適正化について議論をしてきました。前半の議論においては、補助金の現在の問題点を確認し、この問題点を解決し、補助金を交付する際の統一ルールとなる「補助金等の交付基準」を策定し、中間答申の中で示しました。また、後半には、各補助金担当課が作成した補助金審査表を基にヒアリングを行い、「補助金等の交付基準」に基づき各補助金の総合評価を行いました。ヒアリングをしていくうえでの議論、そして、総合評価をしていくうえでの議論は、笠間市の合併を背景にしたものであります。合併に際しての補助金の調整方針のもと、多くの補助金が統合され、一部の補助金については、統合の作業が続

けられています。同種の補助金であっても3市町の行政運営の経緯、実績等の違いから統合が容易でないものもあるかもしれません。しかし、市町村合併が大きな行政改革である以上、その改革の視点が絶えず補助金交付事務にも注がれていなければなりません。笠間市補助金等交付基準に基づく検討、審査とその公表が住民を巻き込んだ議論を喚起し、さらに議論を深めて補助金の一層適正で効果的な運用が可能となることを望むものであります。

「補助金」は、金銭給付であります。今後、市民と行政の協働のまちづくりを進める中で、補助金の金銭給付という側面から離れ、施設や物品の提供など、行政が市民活動を支援する新たなシステムづくりの検討も必要と考えます。

個々の補助金についての審査は、ひとまず終了しました。合併後のより適正な補助金制度の確立に向け、本答申に取り上げられなかった論点や、十分に議論を尽くせなかった論点について今後も引き続き絶え間ない検討が加えられていくことを切に願うものであります。

笠間市補助金等検討委員会

委員長 野村 憲一

副委員長 岡村 浩

委員 後藤 直樹

委員 鈴木 照男

委員 橋本 由合子

委員 兪 和

別表

補助金評価表

補助金の名称			
交付対象団体			
交付開始年度		担当課	
評価事項	評価観点		
行政の関与性	<p>市が目指すべき方向性と整合性があり、市が積極的に関与すべき分野である。</p> <p>市がどちらかといえば関与すべき分野である。</p> <p>市が目指すべき方向性とは認められないため、関与すべき分野ではない。</p>		
事業の効果性	<p>効果はかなり広く市民に行き渡っている。</p> <p>効果が適度に市民に及んでいる。</p> <p>効果が特定の団体や個人に限られている。</p>		
目的の達成度	<p>目的を達成しているし、かつ今後さらに拡大していくことが予想される。</p> <p>目的を達成していないが、今後達成する可能性はある。</p> <p>目的を達成したので、終了すべきものである。</p>		
事業の将来性	<p>事業を続けることによって、効果の拡大が期待される。</p> <p>事業を続けても、効果は現状と変わらない。</p> <p>事業を続けても、効果は減少するか、もしくは得られない。</p>		
補助の適宜性	<p>交付開始時期以上に需要が拡大し、今後も拡大すると見込まれる。</p> <p>交付開始時期と需要は変わっていない。</p> <p>交付開始時期と比較して、需要が減少している。もしくは失われている。</p>		
団体の適格性	<p>会計処理及び使途が適正である。</p> <p>会計処理及び使途が適正でない。</p> <hr/> <p>繰越金の額が適正である。</p> <p>繰越金の額が適正でない。</p>		
総合評価			
見直し基準の適用	具体的な内容・理由		
適正 整理・統合 減額・上限設定 終期の設定 支出科目を見直し 廃止			